証券コード　9214
2026年３月12日
（電子提供措置の開始日 2026年３月５日）

株　主　各　位

東京都新宿区西新宿六丁目16番12号
Recovery International株式会社
代表取締役社長　柴田　旬也

第13期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第13期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。下記ウェブサイトにある「ＩＲ情報」「ＩＲライブラリー」の順に選択してご覧ください。

当社ウェブサイト：https://www.recovery-group.co.jp

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／ＰＲ情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2026年３月26日（木曜日）午後６時までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1．日　　時　　2026年３月27日（金曜日）午前11時
2．場　　所　　東京都新宿区西新宿１－22－２
新宿サンエービル３階　ビジョンセンター西新宿301号室
（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください）
3．目的事項
報告事項　1．第13期（2025年１月１日から2025年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第13期（2025年１月１日から2025年12月31日まで）計算書類の内容報告の件
決議事項　第１号議案：取締役５名選任の件
第２号議案：当社及び当社子会社の、取締役（社外取締役を除く。）及び従業員にストックオプションとして新株予約権を発行する件

以　上

～～

◎株主総会にご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎当日は電子提供措置事項を印刷した書面の交付は行いません。必要な株主様は当社ウェブサイトより、電子提供措置事項を印刷していただき、ご持参くださいますようお願い申しあげます。
◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使方法のご案内

株主総会参考書類をご検討いただき、以下、いずれかの方法にて、是非とも議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

■ 当日ご出席いただける場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。株主総会当日は、電子提供措置事項を印刷した書面の交付は行いません。必要な株主様は当社ウェブサイトより、電子提供措置事項を印刷していただき、ご持参くださいますようお願い申しあげます。

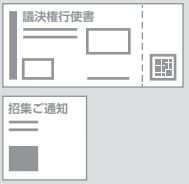

株主総会日時 2026年３月27日（金曜日）午前11時開催
（受付開始は午前10時30分を予定しております。）

■ 当日ご出席いただけない場合

▌郵送によるご行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

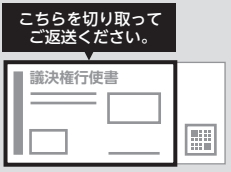

行使期限 2026年３月26日（木曜日）午後６時必着

▌インターネットによるご行使

当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご送信ください。

▶詳細は次頁をご覧ください。

行使期限 2026年３月26日（木曜日）午後６時まで

議決権行使ウェブサイト▶https://www.web54.net

スマートフォンでの議決権行使はQRコードを読み取る方法をご利用ください。

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使サイトにアクセスすることができます。

▶次頁に詳しくご紹介しています。

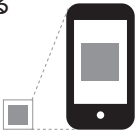

「スマート行使」による議決権行使について

❶ スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下**「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」**をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

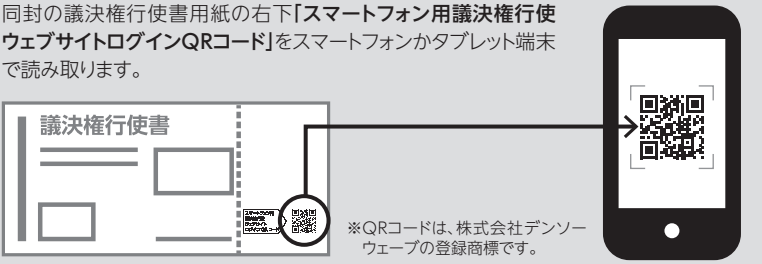

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

❷ 議決権行使ウェブサイトを開く

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

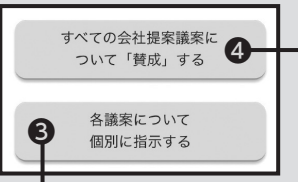

❸ 各議案について個別に指示する

画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

❹ 全ての会社提案議案について「賛成」する

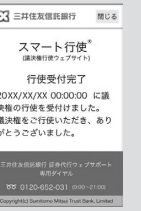

確認画面で問題なければ**「この内容で行使する」**ボタンを押して行使完了!

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコードを読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただく必要があります(パソコンから、議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net へ直接アクセスして行使いただくことも可能です)。

インターネットによる議決権行使について

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイト（https://www.web54.net）にてご利用いただけます。

なお、インターネットによる議決権行使には、議決権行使書用紙の裏面に記載の「議決権行使コード」と「パスワード」が必要になります。

パソコン・スマートフォンによるアクセス手順

議決権行使サイト▶

https://www.web54.net

バーコード読取機能付のスマートフォンを利用して上記の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。

※QRコードは㈱デンソーウェーブの登録商標です。

※セキュリティ確保のため、システム上の制約がございます。詳細につきましては、下記のお問い合わせ先にご照会ください。

システム等に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート

0120-652-031

（受付時間 9：00～21：00）

❶ WEBサイトへアクセス

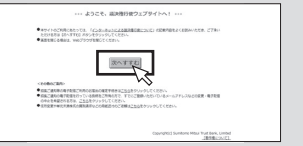

❷ ログインする

❸ パスワードの入力

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

スマート行使・インターネットによる議決権行使についての注意事項

- 書面による議決権行使とインターネットによる議決権行使が重複して行われた場合はインターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- インターネットによって、議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたご登録の内容を有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は、株主様のご負担となります。
- パソコン又はスマートフォンによる議決権行使は、インターネット利用環境によっては行えない場合もございますので、ご了承ください。

事　業　報　告

2025年１月１日から
2025年12月31日まで

１．企業集団の現況に関する事項

（１）事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策により緩やかに回復しております。しかしながら、米国の通商政策の影響による景気の下振れリスク、物価上昇の継続による個人消費への影響など、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社グループが属する訪問看護業界におきましては、2040年問題(高齢者人口のピーク到達)を見据え、住み慣れた地域で療養生活を継続できる在宅医療体制の構築が急務となっております。このような状況のもと、当社グループは『もう一人のあたたかい家族』を理念に掲げ、ご利用者様に寄り添った高品質な訪問看護サービスをより多くの方に提供すべく、積極的な人材確保と新規拠点開設に取り組んでまいりました。

また、当社グループの中長期的な成長戦略として、人材獲得力の強化及び採用プロセスの垂直統合を図るため、2025年３月７日付で、当社100%出資子会社であるRePath株式会社が株式会社clutch communicationより有料職業紹介事業等を譲り受けました。これにより、既存事業とのシナジー創出と、新たな収益柱の育成を並行して進める体制を構築いたしました。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高2,689,620千円、営業利益203,393千円、経常利益207,531千円、親会社株主に帰属する当期純利益は127,711千円となりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度は連結計算書類作成初年度であるため、前連結会計年度との比較は行っておりません。また、事業領域の拡大に伴い報告セグメントを「訪問看護サービス事業」及び「コメディカル人材紹介事業」の２区分に変更しております。

(訪問看護サービス事業)

主軸である本事業におきましては、ドミナント戦略に基づく拠点展開と、拠点あたりの訪問効率を最大化する運営管理体制の強化に注力いたしました。既存拠点の安定稼働に加え、計画的な新規出店が寄与した結果、サービス提供体制が着実に拡大いたしました。

この結果、売上高は2,597,057千円、セグメント利益は774,599千円と、当社グループ全体の収益基盤として堅調に推移いたしました。

(コメディカル人材紹介事業)

2025年３月７日付の事業譲受により、医療・ヘルスケア領域に特化した人材マッチングサービスの提供を開始いたしました。本セグメントは、当社グループ内での採用コスト抑制に寄与するだけでなく、医療業界全体の人材不足解消に資する事業としての成長を目指しております。当連結会計年度においては、のれん償却を含む事業譲受に伴う一時的な諸費用及び事業基盤構築のための先行投資が発生した結果、売上高は93,968千円、セグメント損失は33,722千円となりました。しかしながら、事業譲受以降、成約件数は順調に推移しており、次期以降の収益貢献に向けた立ち上げは概ね計画どおりに進捗しております。

（２）設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は、13,488千円であります。その主な内容は、事務所等の開設投資及びご利用者宅訪問に使用する車両購入費用等であります。

（３）資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達の総額は、200,000千円であります。その主な内容は、訪問看護事業における新規拠点の開設及び既存拠点の運営にかかる運転資金等に充てるための金融機関からの長期借入れによるものであります。 この結果、当連結会計年度末における借入金残高（１年内返済予定の長期借入金を含む）は、177,836千円となりました。

（４）他の会社の事業の譲り受けの状況

当社の子会社であるRePath株式会社は2025年３月７日付で、株式会社clutch communicationが運営する有料職業紹介事業等を譲り受けております。

（5）財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

区　　分	第10期 (2022年度)	第11期 (2023年度)	第12期 (2024年度)	第13期 (2025年度) 当連結会計年度
売　上　高　(千円)	—	—	—	2,689,620
経　常　利　益　(千円)	—	—	—	207,531
親会社株主に帰属する当期純利益　(千円)	—	—	—	127,711
1株当たり当期純利益　(円)	—	—	—	93.36
総　資　産　(千円)	—	—	—	1,347,926
純　資　産　(千円)	—	—	—	774,368
1株当たり純資産額　(円)	—	—	—	579.57

(注) 1．当連結会計年度より連結計算書類を作成しておりますので、第12期以前の状況は記載しておりません。
2．1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。
3．1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区　　分	第10期 (2022年度)	第11期 (2023年度)	第12期 (2024年度)	第13期 (2025年度) 当事業年度
売　上　高　(千円)	1,385,410	1,605,016	2,043,110	2,597,057
経　常　利　益　(千円)	149,014	153,557	201,584	272,805
当期純利益　(千円)	108,297	110,138	145,734	193,165
1株当たり当期純利益　(円)	78.36	77.90	105.05	141.21
総　資　産　(千円)	784,028	901,385	1,037,678	1,399,467
純　資　産　(千円)	544,693	654,738	708,018	839,829
1株当たり純資産額　(円)	385.23	463.07	514.96	628.76

(注) 1．1株当たり当期純利益は自己株式を控除した期中平均発行済株式数により算出しております。
2．1株当たり純資産額は自己株式を控除した期末発行済株式数により算出しております。

（6）対処すべき課題

当社グループは、企業理念である『もう一人のあたたかい家族』のもと、訪問看護を軸とした在宅医療のインフラを担うべく、持続的な成長と企業価値の向上に努めております。今後におきましては、連結体制への移行を踏まえ、以下の事項を重点課題として取り組んでまいります。

① 既存事業の安定的な成長と拠点運営の効率化

主軸である訪問看護サービス事業においては、ドミナント戦略に基づく新規拠点の開設を継続し、市場シェアの拡大を図ってまいります。同時に、各拠点における訪問効率の最適化や運営管理体制の強化を通じて、増収に見合った利益を確保できる体制を構築し、投資回収の迅速化に努めてまいります。

② 新規事業の定着とグループ内連携の推進

コメディカル人材紹介事業については、早期の黒字化を目指し、営業体制の整備とマッチング精度の向上に注力いたします。また、当該事業を通じて得られる採用ノウハウを当社グループ内でも活用し、採用コストの抑制と優秀な人材の確保の両立を図ってまいります。

③ 専門人材の確保・育成とガバナンスの強化

サービス品質の維持・向上のため、質の高い看護師等の専門人材を安定的に確保し、教育研修制度の充実による早期育成に取り組んでまいります。また、当連結会計年度より連結経営体制へ移行したことに伴い、内部統制及びリスク管理体制を強化し、コンプライアンスを徹底することで、社会から信頼される経営基盤の構築に注力してまいります。

（7）重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金	出資比率	主要な事業内容
RePath株式会社	40,000千円	100%	有料職業紹介事業等

（注）当連結会計年度から、非連結子会社であったRePath株式会社が事業譲受を行い、重要性が増したため、連結の範囲に含めております。

（8）主要な事業内容（2025年12月31日現在）

事　業　の　名　称	主要サービス
訪問看護サービス事業	訪問看護・リハビリ
コメディカル人材紹介事業	有料職業紹介事業

（9）従業員の状況（2025年12月31日現在）

①　企業集団の従業員数

従業員数	前連結会計年度末比増減
349（8）名	―

（注）1．第13期（当連結会計年度）より連結計算書類を作成しておりますので、前連結会計年度末比数値は記載しておりません。
2．従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は括弧内に年間の平均人員を外数で記載しております。

②　当社の従業員数

従業員数	前事業年度末比増減
334（6）名	54名増（4名減）

（注）従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、パート及び嘱託社員は括弧内に年間の平均人員を外数で記載しております。

（10）主要な営業所（2025年12月31日現在）

①　当社

名　　称	所在地
本　　社	東京都新宿区
リカバリー兵庫	兵庫県西宮市
リカバリー高知	高知県南国市　高知県高知市
リカバリー沖縄	沖縄県那覇市

②　子会社

名　　称	所在地
RePath株式会社	東京都渋谷区

（11）主要な借入先（2025年12月31日現在）

借　入　先	借　入　残　高（千円）
株　式　会　社　り　そ　な　銀　行	88,338
株　式　会　社　静　岡　銀　行	62,998
株　式　会　社　三　井　住　友　銀　行	26,500

なお、上記とは別に、取引金融機関と融資限度額を決めた当座貸越契約（融資限度額３億円）を締結しております。

2．会社の株式に関する事項（2025年12月31日現在）

（1）発行可能株式総数　5,000,000株

（2）発行済株式の総数　1,414,000株

（注）上記普通株式には、自己株式83,102株を含んでおります。

（3）株主数　1,304名

（4）大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
大河原　峻	467,200株	35.10%
柴田　旬也	91,000	6.83
新保　光栄	55,000	4.13
早乙女　健太郎	37,200	2.79
株式会社SBI証券	30,500	2.29
ファイブアイズ・ネットワークス株式会社	28,000	2.10
リカバリーグループ従業員持株会	24,900	1.87
株式会社T・Kホールディングス	24,000	1.80
田頭　菜帆	22,000	1.65
栫井　訓	20,000	1.50

（注）1．持株比率は、自己株式（83,102株）を控除して計算しております。
2．持株比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。

（5）当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主と一層の価値共有を進めることを目的として、社外取締役を除く取締役を対象に、譲渡制限付株式報酬を付与するため、次のとおり株式を交付しております。

区分	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く）	15,000株	3名

３．会社の新株予約権等に関する事項（2025年12月31日現在）

（１）当事業年度の末日に当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

名　　称	第５回新株予約権
新株予約権の数	140個
保有人数 当社取締役 （社外役員を除く）	２名 （取締役：２名）
新株予約権の目的である 株式の種類及び数	当社普通株式14,000株
新株予約権の発行価額	無償
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額	１株につき金1,432円
新株予約権の行使期間	2027年4月17日～ 2035年4月16日
新株予約権の主な行使条件	（注）

（注）新株予約権の行使の条件は下記のとおりであります。

(1)本新株予約権者は、本新株予約権を取得した時点において当該本新株予約権者が当社の取締役等の役員又は使用人である場合は、本新株予約権の取得時から権利行使時まで継続して、当社の取締役等の役員又は使用人のいずれかの地位にあることを要する。但し、当社取締役会が正当な理由があるものと認めた場合にはこの限りではない。

(2)その他の新株予約権の行使の条件は、当社と対象者との間で締結した「第５回新株予約権第三者割当て契約証書及び第５回新株予約権発行要項」に定める。

（２）当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

4．会社役員に関する事項（2025年12月31日現在）

（1）取締役及び監査役の氏名等

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
柴　田　旬　也	代表取締役社長	RePath株式会社代表取締役
大河原　　峻	取締役業務部部長	
若　田　　真	取締役経営企画部部長兼情報システムユニットマネージャー	RePath株式会社取締役
沼　田　　功	取締役	ファイブアイズ・ネットワークス株式会社 代表取締役 SBL株式会社　代表取締役
伊　藤　敬　子	常勤監査役	RePath株式会社監査役
宮　崎　雅　俊	監査役	みやざき公認会計士事務所　代表
伊　藤　広　樹	監査役	岩田合同法律事務所 パートナー

（注）1．取締役 沼田功氏は、会社法第２条第15号に定める社外取締役であります。
2．監査役 伊藤敬子氏、宮崎雅俊氏及び伊藤広樹氏は、会社法第２条第16号に定める社外監査役であります。
3．当社は、社外取締役の沼田功氏及び社外監査役の伊藤敬子氏、宮崎雅俊氏、伊藤広樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4．監査役伊藤敬子氏及び宮崎雅俊氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
5．監査役伊藤広樹氏は、弁護士の資格を有しており、コーポレートガバナンス及び法務全般に関する相当程度の知見を有しております。

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役１名及び社外監査役３名と、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項に定める額とし、また、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外取締役及び社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失が無い場合に限ります。これは、職務の遂行にあたって期待される役割を十分に発揮できるようにするためであります。

（3）補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

（4）役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の３第１項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社及び子会社の取締役、監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。

当該保険契約では被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

（5）取締役及び監査役の報酬等

①　取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2023年３月30日開催の第10期定時株主総会において、年額100,000千円以内（うち社外取締役は年額10,000千円以内）と決議されております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、４名（うち、社外取締役は１名）であります。

また、2025年３月28日開催の第12期定時株主総会において、当社の取締役（社外取締役を除く）を対象とした譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入することを決議しております。

本制度に係る金銭報酬債権の金額は、年額60,000千円以内（３か年の事業年度につき180,000千円以内、ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない。）とし、対象取締役は、取締役会決議に基づき、本制度により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は自己株式の処分を受けるものとし、これにより発行又は処分される当社の普通株式の総数は、年42,000株以内（３か年の事業年度につき126,000株以内、ただし、当該株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）であります。当該株主総会終結時点の対象となる取締役（社外取締役を除く）の員数は、３名であります。

加えて、同日開催の当該株主総会において、ストック・オプションとしての新株予約権付与のための報酬を決定することを決議しております。

当社の取締役（社外取締役を除く）に対し、ストック・オプションとしての新株予約権（以下「本新株予約権」という。）として支給する報酬の総額は、年額30,000千円以内であります。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く）の員数は、３名であります。

監査役の報酬限度額は、2018年３月28日開催の第５期定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議されております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、２名であります。

②　取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、取締役会決議により、取締役の個人別の報酬額の具体的構成の決定を代表取締役社長柴田旬也に委任しております。なお、委任を受けた代表取締役柴田旬也は、株主総会の決議により定められた報酬総額の範囲内で、各取締役の職位、貢献度、会社の業績等を勘案して、固定報酬(基本報酬)、短期インセンティブとしての業績連動報酬及び中長期インセンティブとしての譲渡制限付株式、新

株予約権等の非金銭報酬を、個人別に決定することとしております。

権限を委任した理由は、当社全体の業績及び各取締役の担当業務の執行状況、グループ会社の経営状況等を最も熟知しているのは代表取締役であり、各取締役の貢献度を適正に評価した上で、個人別の報酬額を決定することが最も適していると判断したためであります。

また、当社の取締役の個人別の報酬等の額については、取締役会決議により委任を受けた代表取締役社長が上記権限を適切に行使するよう社外取締役の助言を踏まえた上で決定しております。

③　取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額（千円）	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる役員の員数（人）
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 （うち社外取締役）	62,973 (3,000)	53,350 (3,000)	2,262 (—)	7,361 (—)	4 (1)
監査役 （うち社外監査役）	12,560 (12,560)	12,560 (12,560)	— (—)	— (—)	3 (3)
計 （うち社外役員）	75,533 (15,560)	65,910 (15,560)	2,262 (—)	7,361 (—)	7 (4)

（注）1．業績連動報酬は、取締役の職務遂行が、会社の持続的成長及び企業価値の向上に資するものであることを踏まえ、業績目標の達成に対する意識を一層高めることを目的とし、取締役に対して、現金賞与を支給するものであります。業績連動報酬の算定方法は、連結売上高及び親会社株主に帰属する当期純利益を基本指標として役位別に基準額を設定し、基準額にその年度の業績連動計数を乗じて計算するものであります。なお、上記基本指標を決定した理由は、業績連動報酬は単年度の業績の達成度に対する報酬と位置付けており、評価する指標として適切であると考えているためであります。当連結会計年度における業績連動報酬に係る定量評価の基準である連結売上高の実績は2,689,620千円であり、親会社株主に帰属する当期純利益の実績は127,711千円となりました。なお、上記の業績連動報酬等の総額は、当事業年度の役員賞与引当金の繰入額であります。

2．上記の非金銭報酬等の総額は、譲渡制限付株式報酬及びストック・オプションによる報酬に関わる費用計上額であります。

（6）社外役員に関する事項

①　重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

「4．会社役員に関する事項（1）取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。なお、当社との間に特記すべき関係はありません。

②　主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③　当事業年度における主な活動状況

区　分	氏　　名	主な活動状況
取締役	沼　田　　功	当事業年度開催の取締役会19回全てに出席いたしました。経験豊富な経営者の視点から必要な発言を積極的に行っております。
監査役	伊　藤　敬　子	当事業年度開催の取締役会19回、監査役会14回全てに出席し、常勤監査役として、また公認会計士としての専門的見地から、その見識と経験を活かし、業務執行の適正性を確保するための発言を適宜行っております。
監査役	宮　崎　雅　俊	当事業年度開催の取締役会19回、監査役会14回全てに出席し、必要に応じ、主に公認会計士としての専門的見地から、議案、審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。
監査役	伊　藤　広　樹	当事業年度開催の取締役会19回、監査役会14回全てに出席し、必要に応じ、主に弁護士としての専門的見地から、議案、審議等につき、その見識と経験を活かし、必要な発言を社外の立場から適宜行っております。

（注）当社は、社外取締役及び社外監査役が出席しやすいように、取締役会の日程を早期に調整の上、決定しております。また、会議の方法として電話やWebシステム等を活用し、参加しやすい環境整備に努めております。

５．会計監査人に関する事項

（１）会計監査人の名称

監査法人Ａ＆Ａパートナーズ

（２）当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	24,200千円
②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	24,200千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

（３）会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等の適切性を確認、検討した結果、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第１項の同意を行っております。

（４）非監査業務の内容

該当事項はありません。

（５）会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

６．会社の体制及び方針

（１）業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ⅰ）取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令、定款及び「取締役会規程」その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

ⅱ）取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。

ⅲ）取締役及び使用人は、組織、業務分掌、職務権限に関する各規程に従い業務を執行する。

ⅳ）代表取締役は、内部監査担当者を選任し、内部監査担当者は「内部監査規程」に基づき、使用人の業務全般に関し、法令、定款及び社内規程の遵守状況、職務執行の手続き及び内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施する。

ⅴ）監査役は、「監査役監査基準」に則り、取締役の職務執行の適正性を監査する。なお、監査役会を設置し、監査役間の連携を図るものとする。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、法令及び「文書保管管理規程」及び「情報システム管理規程」その他の社内規程に従い、取締役会議事録等の職務執行に係る重要な文書を、関連資料とともに適切に保存・管理し、取締役及び監査役は、いつでも、これを閲覧することができるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、労務管理、情報管理、その他事業活動に伴い生じる様々なリスクに対処するため、各種管理規程、細則及びマニュアルの設定や報告・監視体制を整備し、リスクを総括的かつ個別的に管理する。また、管理体制の有効性につき定期的にレビューする。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会を月１回開催するほか、必要に応じて臨時開催する。また、取締役会の運営に関することを「取締役会規程」に定めるとともに、「職務権限規程」等において取締役の権限、責任等の明確化を図る。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人の配置を求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を置くものとする。

⑥　⑤の使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当社の監査役の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

⑤の使用人に対する指揮命令権限は監査役に専属し、取締役の指揮命令を受けないものとする。

⑦　取締役や使用人の監査役への報告に関する体制

ⅰ）監査役は、取締役会以外にも経営会議等の業務執行に関する重要な会議へ出席し、当社における重要事項や損害を及ぼすおそれのある事実等について報告を受ける。

ⅱ）取締役及び使用人は、取締役会に付議する重要な事項と重要な決定事項、その他重要な会議の決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況、その他必要な重要事項を監査役に報告する。

ⅲ）取締役及び使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項及び不正行為や重要な法令並びに定款違反行為を認知した場合、速やかに監査役に報告する。

⑧　⑦の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は⑦の報告をした者に対し当該報告を行ったことを理由として、不利な扱いを行うことを禁止する。

⑨　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の遂行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行に必要な費用及び債務については、監査役の請求に従い速やかに支払その他の処理を行う。

⑩　監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

ⅰ）監査役は、代表取締役並びに取締役と定期的にコミュニケーションを取り、意見交換を行う。

ⅱ）監査役は、監査に必要な事項について取締役に対して報告を求めることができるものとし、必要に応じて取締役に対して是正を要求することができるものとする。

ⅲ）監査役は、監査法人及び内部監査担当と定期的にコミュニケーションを取り、各事業年度の監査計画の策定、監査結果等につき、密接な情報交換及び連携を図る。

ⅳ）監査役が監査の実施にあたり必要と認めるときは、弁護士その他の社外の専門家を任用する機会を保障する。

⑪　反社会的勢力の排除体制（排除方針及び取り組み）

当社は、反社会的勢力・団体・個人とは一切関わりを持たず、不当・不法な

要求にも応じないことを基本方針とする。その旨を取締役及び使用人に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関等からの情報収集に努め、事案の発生時には関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織全体として速やかに対処できる体制を整備する。

⑫　子会社の業務の適正を確保するための体制

ⅰ）当社は、子会社の取締役又は監査役として当社役職員を派遣することにより、子会社の業務執行状況を適切に管理・監督する。

ⅱ）子会社の経営に関する重要事項の決定及び事業進捗状況については、必要に応じて当社取締役会にて事前に審議し、又は報告を求める体制とする。

ⅲ）当社の内部監査担当者は、子会社の内部監査を実施し、その結果を当社代表取締役に報告する。

ⅳ）当社監査役会は、当社の取締役及び使用人から、子会社の管理状況について報告又は説明を受け、必要に応じて調査を行うことにより、監査の実効性を確保する。

（2）業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

①　当社は、取締役会及び経営会議等の重要な会議において、取締役及び監査役が想定されるリスクに関し相互に情報と認識を共有することとし、適切な判断を迅速に下せるようリスク管理体制の整備に努めております。

②　ユニットマネージャー、エリアマネージャー及びマネージャーに対して週１回のマネージャー研修を実施しております。マネジメント力の向上を研修内容の中核と位置付ける中で、社員の安全確保、リスク管理並びにコンプライアンス意識の強化を併せて実施しました。

③　四半期に一度開催されるインシデント協議会において、日々の業務の中で発生したインシデントの中で重要なものを取り上げ、ユニットマネージャー、エリアマネージャー及びマネージャーに対して共有し対策を協議することで、リスク管理やコンプライアンス意識の醸成を図っております。

④　内部監査担当者は、内部監査に関する計画を立案し、当社の業務について内部監査を実施するとともに、業務運営の改善、是正に向けた助言等を行い、その結果は、代表取締役、監査役に報告しております。

⑤　当社は、子会社取締役より子会社の経営状況、財務状況、活動状況等の重要な情報について取締役会で報告を受け、子会社の重要事項に関する適時適切な監視・監督機能強化に努めております。

⑥　監査役は、取締役会及び経営会議等の重要な会議への出席や稟議書等の重要書類の閲覧のほか、代表取締役並びに取締役との意見交換や内部監査担当者との適切な連携等により、実効性の高い監査を実施しております。

（3）剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値を継続的に拡大し、株主に対する利益還元を行うことを重要な経営課題として認識しており、健全な財務体質を維持するとともに将来の事業拡大に備えるための内部留保とのバランスを図りながら、各期の経営成績及び財政状態を勘案して、剰余金の配当による株主に対する利益還元を実施することを基本方針としております。

しかしながら、現時点では事業も成長段階にあることから内部留保の充実が重要であると考え、剰余金の配当を行っておらず、今後の配当実施の可能性及び実施時期についても未定であります。なお、剰余金の配当を行う場合、中間配当及び期末配当の２回に分けて行うことを基本方針とし、配当の決定機関は、中間配当及び期末配当ともに取締役会としております。

連結貸借対照表

(2025年12月31日 現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**1,195,884**	**流動負債**	**403,607**
現金及び預金	587,195	一年以内返済予定の長期借入金	39,996
売掛金	545,071	未払金	55,047
前払費用	37,232	未払費用	182,223
その他	26,715	未払法人税等	63,694
貸倒引当金	△330	未払消費税等	1,092
固定資産	**152,042**	預り金	58,263
有形固定資産	**6,943**	役員賞与引当金	2,262
建物附属設備	2,604	その他	1,027
車両運搬具	2,035	**固定負債**	**169,950**
工具、器具及び備品	2,303	長期借入金	137,840
無形固定資産	**74,466**	退職給付に係る負債	26,741
のれん	73,328	資産除去債務	5,369
商標権	1,137	**負債合計**	**573,557**
投資その他の資産	**70,632**	(純資産の部)	
差入保証金	30,289	**株主資本**	**771,350**
長期前払費用	10,694	**資本金**	**203,544**
繰延税金資産	29,648	**資本剰余金**	**189,544**
		利益剰余金	**504,140**
		自己株式	**△125,877**
		新株予約権	**3,018**
		純資産合計	**774,368**
資産合計	**1,347,926**	**負債・純資産合計**	**1,347,926**

連結損益計算書

（自　2025年1月1日　至　2025年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,689,620**
売上原価		**1,522,925**
売上総利益		**1,166,695**
販売費及び一般管理費		**963,301**
営業利益		**203,393**
営業外収益		
受取利息	859	
助成金収入	4,115	
その他	1,805	**6,780**
営業外費用		
支払利息	1,913	
自己株式取得費用	681	
その他	48	**2,643**
経常利益		**207,531**
特別利益		
固定資産売却益	51	**51**
税金等調整前当期純利益		**207,582**
法人税、住民税及び事業税	86,157	
法人税等調整額	△6,285	79,871
当期純利益		**127,711**
親会社株主に帰属する当期純利益		**127,711**

連結株主資本等変動計算書

(自　2025年1月1日　至　2025年12月31日)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2025年1月1日残高	203,544	189,544	380,125	△65,194	708,018
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益			127,711		127,711
自己株式の取得				△85,223	△85,223
自己株式の処分		△3,690		24,540	20,850
自己株式処分差損の振替		3,690	△3,690		－
連結範囲の変動			△5		△5
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	124,015	△60,683	63,331
2025年12月31日残高	203,544	189,544	504,140	△125,877	771,350

	新株予約権	純資産合計
2025年1月1日残高	－	708,018
当期変動額		
親会社株主に帰属する当期純利益		127,711
自己株式の取得		△85,223
自己株式の処分		20,850
自己株式処分差損の振替		－
連結範囲の変動		△5
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,018	3,018
当期変動額合計	3,018	66,350
2025年12月31日残高	3,018	774,368

連結注記表

1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

（1）連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

連結子会社の数　1社

連結子会社の名称　RePath株式会社

非連結子会社であったRePath株式会社が事業譲受を行い、重要性が増したため、連結の範囲に含め、当連結会計年度より、連結計算書類を作成しております。

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

（2）持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

（3）連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は12月31日であり、連結決算日と一致しております。

（4）会計方針に関する事項

① 固定資産の減価償却方法

イ　有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	２～15年
車両運搬具	２～　３年
工具、器具及び備品	２～10年

ロ　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法、商標権については10年の定額法によっております。

ハ　長期前払費用

均等償却を採用しております。

なお、主な償却期間は２年です。

② のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その効果の発現する期間（10年間）を見積り、その見積り期間に応じて均等償却しております。

（5）引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるために、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるために、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

（6）退職給付に係る負債の計上基準

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しておりましたが、2024年12月31日をもって退職金制度を廃止いたしました。これに伴い、制度廃止時の退職金要支給額を計上しております。

なお、当該退職金未払額は確定しておりますが、従業員の退職時に支給するため、「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い（実務対応報告第２号)」を適用し、引き続き「退職給付に係る負債」として計上しております。

（7）収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する各主要な事業における主な履行義務の内容及び履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、以下のとおりであります。

① 訪問看護事業

主に利用者様へ「医療保険制度」及び「介護保険制度」に基づく訪問看護サービスの提供を履行義務としております。これらの履行義務については、利用者様へサービスを提供した時点で充足されると判断し、同時点で収益を認識しております。

② コメディカル人材紹介事業

求人企業に対する求職者の紹介及び入社の成立を履行義務としております。これらの履行義務については、求職者の求人企業の入社時点で履行義務が充足されると判断し、同時点で収益を認識しております。

契約において約束された求職者の想定年収等を基礎とした金額から、早期退職等が発生した場合の返金見積額を控除して収益を認識しております。当該返金見積額は、過去の傾向や売上時点におけるその他の既知の要素に基づき算定しております。

2．会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

（1）のれんの評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	73,328千円
のれん償却額	6,666千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ　算出方法

企業結合等により発生したのれんは、被取得事業の今後の事業展開によって期待される超過収益力として、取得原価と被取得事業の識別可能資産及び負債の企業結合日の時価との差額で計上し、その効果の及ぶ期間にわたって定額法により償却しております。

ロ　主要な仮定

のれんの金額は、取得時の事業計画に基づき将来キャッシュ・フローを見積り、回収可能性を判断した上で計上しております。当該見積りの基礎となる事業計画には、過去の業績推移やKPI等を考慮しております。

ハ　翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

連結子会社の経営環境が悪化した場合や、連結子会社の業績及びKPIの実績値と事業計画上の数値との間に大きな乖離が生じた場合、減損損失を計上する可能性があります。

（2）繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産　　29,648千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ　算出方法

繰延税金資産の回収可能性については、過年度の業績に基づく収益力を判断基準とし、将来の課税所得を見積り、将来減算一時差異に法定実効税率を乗じて繰延税金資産を算定しております。

ロ　主要な仮定

繰延税金資産の計上額は、翌連結会計年度の利益計画を基に将来の課税所得を見積り、将来の回収スケジューリングの結果により算定しております。当該見積りには、過去の業績推移や事業計画を考慮しております。

ハ　翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　33,640千円

（2）当座貸越契約

当社グループは、運転資金の効率的な調達等を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当連結会計年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越極度額	300,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	300,000千円

5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

（1）当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式　1,414,000株

（2）剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

（3）当連結会計年度の末日における新株予約権に関する事項

当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　14,000株

6．金融商品に関する注記

（1）金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用について、短期的な預金等を中心に行い、また必要な資金は銀行からの借入により調達しております。デリバティブ取引は行っておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。当該信用リスクに関しては、取引ごとの期日管理及び残高管理を行ってリスク低減を図っております。差入保証金は、主に建物の賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である未払金等は、１年以内の支払期日であります。借入金は、運転資金及び設備投資に必要な資金調達を目的としたものであります。そのうち一部は資金調達に係る金利リスク及び流動性リスクに晒されております。

③ リスク管理体制

・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、取引相手ごとに回収期日や残高を定期的にモニタリングすることで、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、差入保証金について、差入先の信用状況を定期的に把握することでリスクの軽減を図っております。

・市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

借入金については、金利の変動を定期的にモニタリングし、金利変動リスクの早期把握を測っております。

・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務及び借入金は、管理本部が資金繰りの的確な把握を行うとともに、手許流動性の維持などにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

（2）金融商品の時価等に関する事項

2025年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については以下のとおりであります。なお、市場価額がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。また、「現金及び預金」、「売掛金」、「未払金」、「未払費用」、「未払法人税等」、「未払消費税等」、「預り金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
差入保証金	30,289	28,162	△2,127
資産計	30,289	28,162	△2,127
長期借入金	177,836	177,827	△8
負債計	177,836	177,827	△8

（※）長期借入金の上記金額には一年内の期限到来分を含めて記載しております。

（注１）金銭債権の決算日後の償還予定額 (単位：千円)

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超 10年以内	10年超
現金及び預金	587,195	－	－	－
売掛金	545,071	－	－	－
合計	1,132,266	－	－	－

（注）差入保証金については、返還期日を明確に把握できないため、記載しておりません。

（注２）長期借入金の決算日後の返済予定額 (単位：千円)

	１年以内	１年超 ２年以内	２年超 ３年以内	３年超 ４年以内	４年超 ５年以内	５年超
長期借入金	39,996	39,996	39,996	39,996	17,852	－
合計	39,996	39,996	39,996	39,996	17,852	－

（3）金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①　時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

該当事項はありません。

②　時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

区分	時価			
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
差入保証金	－	28,162	－	28,162
資産計	－	28,162	－	28,162
長期借入金	－	177,827	－	177,827
負債計	－	177,827	－	177,827

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

差入保証金

差入保証金の時価は、合理的に見積もった差入保証金の返還予定時期に基づき、国債の利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、固定金利によるものは元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。ま

た、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル２の時価に分類しております。

7．収益認識に関する注記

（1） 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		
	訪問看護 サービス事業	コメディカル 人材紹介事業	合計
一時点で移転されるサービス	2,597,057	92,562	2,689,620
一定の期間にわたり移転されるサービス	－	－	－
顧客との契約から生じる収益	2,597,057	92,562	2,689,620
外部顧客への売上高	2,597,057	92,562	2,689,620

（2） 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 1．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記（7）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（3） 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

当社及び連結子会社の契約資産及び契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を省略しております。また、過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、個別の契約期間が 1 年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から受け取る対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

8．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額	579円57銭
１株当たり当期純利益	93円36銭

9．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10. その他の注記

(企業結合等関係)

(事業の譲受)

当社は、2025年２月17日開催の取締役会において、当社完全子会社であるRePath株式会社(以下「当社子会社」といいます。)が、株式会社clutch communicationより、同社が営む有料職業紹介事業等を譲り受け(以下「本事業譲受」といいます。)、新たな事業を開始することを決議し、同日付で事業譲渡契約を締結いたしました。当契約に基づき2025年３月７日付で事業の譲受を完了いたしました。

（１）事業譲受及び新たな事業開始の理由

当社子会社による本事業譲受は、当社グループの中長期的な成長戦略の一環として実施するものであります。

新たな事業として、当社子会社で有料職業紹介事業を開始することによって、既存事業である訪問看護サービス事業の重要な経営課題である看護師等の人材確保に関して、さらに強化されるものと考えております。

具体的には、人材獲得力の強化及び採用プロセスの効率化の面で、シナジー効果を最大限に発揮することが可能になると考えております。

また、本事業譲受は中長期的な戦略的取り組みにも寄与するものと考えております。特に、訪問看護サービス事業におけるコンサルティング等の新たな事業領域の展開においても、譲受事業の知見やリソースを活用することで、より効果的かつ効率的な事業展開が可能になると考えております。

当社グループは、本事業譲受を通じて、訪問看護市場における競争力を強化し、持続的な成長と企業価値の向上を目指してまいります。

（２）子会社の概要

①名称	RePath株式会社
②本店所在地	東京都新宿区西新宿五丁目８番２号 恵徳ビル801号室 （現・東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番８号）
③代表者の氏名・役職	代表取締役 柴田 旬也
④事業内容	有料職業紹介事業等
⑤資本金	5,000,000円
⑥設立年月日	2024年12月17日
⑦出資比率	当社 100%

(注)2025年６月１日付で、本店所在地を東京都渋谷区千駄ヶ谷一丁目30番８号へ変更しております。

（３）事業譲受の相手先の概要

①名称	株式会社clutch communication
②本店所在地	東京都港区新橋三丁目８番８号 リバティ８ビル４階
③代表者の氏名・役職	代表取締役 須藤 仁司
④事業内容	有料職業紹介事業等
⑤資本金	47,600,000円
⑥設立年月日	2021年５月19日
⑦当社と当該会社の関係	該当事項はありません。

（４）事業譲受の概要

① 譲受事業の内容

看護を主とする有料職業紹介事業等

② 事業譲受日

2025年３月７日

③ 事業譲受の法的形式

取得対価を現金の財産のみとする事業譲受

（５）連結損益計算書に含まれる取得した事業の業績の期間

2025年３月７日から2025年12月31日

（６）取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金	80,000千円
取得原価		80,000千円

（7）発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

① 発生したのれんの金額

79,994千円

② 発生原因

今後の事業展開から期待される将来の超過収益力によるものであります。

③ 償却方法及び償却期間

10年間にわたる均等償却

(8)企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

流動資産	8,232千円
流動負債	8,226千円

貸借対照表

(2025年12月31日 現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	**1,122,222**	**流動負債**	**389,929**
現金及び預金	517,356	一年以内返済予定の長期借入金	39,996
売掛金	527,057	未払金	50,441
前払費用	35,533	未払費用	175,697
一年以内回収予定関係会社長期貸付金	22,500	未払法人税等	63,514
その他	20,106	未払消費税等	1,092
貸倒引当金	△330	預り金	56,324
固定資産	**277,245**	役員賞与引当金	2,262
有形固定資産	**6,772**	その他	601
建物附属設備	2,433	**固定負債**	**169,709**
車両運搬具	2,035	長期借入金	137,840
工具、器具及び備品	2,303	退職給付引当金	26,741
無形固定資産	**1,137**	資産除去債務	5,128
商標権	1,137	**負債合計**	**559,638**
投資その他の資産	**269,335**	(純資産の部)	
関係会社株式	75,000	**株主資本**	**836,811**
差入保証金	26,631	**資本金**	**203,544**
関係会社長期貸付金	127,500	**資本剰余金**	**189,544**
長期前払費用	10,554	資本準備金	189,544
繰延税金資産	29,648	**利益剰余金**	**569,601**
		その他利益剰余金	569,601
		繰越利益剰余金	569,601
		自己株式	**△125,877**
		新株予約権	**3,018**
		純資産合計	**839,829**
資産合計	**1,399,467**	**負債・純資産合計**	**1,399,467**

損益計算書

（自　2025年1月1日　至　2025年12月31日）

（単位：千円）

科目	金額	
売上高		**2,597,057**
売上原価		**1,474,776**
売上総利益		**1,122,281**
販売費及び一般管理費		**854,132**
営業利益		**268,148**
営業外収益		
受取利息	2,061	
助成金収入	4,115	
受取保険金	638	
その他	485	**7,300**
営業外費用		
支払利息	1,913	
自己株式取得費用	681	
支払補償費	48	**2,643**
経常利益		**272,805**
特別利益		
固定資産売却益	51	**51**
税引前当期純利益		**272,857**
法人税、住民税及び事業税	85,977	
法人税等調整額	△6,285	79,691
当期純利益		**193,165**

株主資本等変動計算書

（自　2025年１月１日　至　2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2025年１月１日残高	203,544	189,544	-	189,544
当期変動額				
当期純利益				
自己株式の取得				
自己株式の処分			△3,690	△3,690
自己株式処分差損の振替			3,690	3,690
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	-	-	-	-
2025年12月31日残高	203,544	189,544	-	189,544

	株主資本				新株予約権	純資産合計
	利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
	その他利益剰余金	利益剰余金合計				
	繰越利益剰余金					
2025年１月１日残高	380,125	380,125	△65,194	708,018	-	708,018
当期変動額						
当期純利益	193,165	193,165		193,165		193,165
自己株式の取得			△85,223	△85,223		△85,223
自己株式の処分			24,540	20,850		20,850
自己株式処分差損の振替	△3,690	△3,690		-		-
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				-	3,018	3,018
当期変動額合計	189,475	189,475	△60,683	128,792	3,018	131,810
2025年12月31日残高	569,601	569,601	△125,877	836,811	3,018	839,829

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（1）有価証券の評価基準及び評価方法

① 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

（2）固定資産の減価償却方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。

ただし、2016年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	２～15年
車両運搬具	２～ ３年
工具、器具及び備品	２～10年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法、商標権については10年の定額法によっております。

③ 長期前払費用

均等償却を採用しております。

なお、主な償却期間は２年です。

（3）引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるために、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えるために、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

④ 退職給付引当金

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度を採用しておりましたが、2024年12月31日をもって退職金制度を廃止いたしました。これに伴い、制度廃止時の退職金要支給額を計上しております。

なお、当該退職金未払額は確定しておりますが、従業員の退職時に支給するため、「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い（実務対応報告第２号）」を適用し、引き続き「退職給付引当金」として計上しております。

（4）収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は、主に利用者様へ「医療保険制度」及び「介護保険制度」に基づく訪問看護サービスの提供を履行義務としております。これらの履行義務については、利用者様へサービスを提供した時点で充足されると判断し、同時点で収益を認識しております。

2．会計方針の変更に関する注記

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による計算書類への影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

（1）関係会社株式の評価

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	75,000千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ　算出方法

関係会社株式は市場価格のない株式であり、取得原価をもって貸借対照表価額としております。関係会社株式の減損処理の要否は、実質価額と帳簿価額を比較することにより判定しており、実質価額が帳簿価額に比べ著しく低下している場合には、回復可能性を総合的に勘案し、回復が見込めないと判断した時点で実質価額まで減損処理を行うこととしております。

ロ　主要な仮定

関係会社株式の評価における重要な見積りは、関係会社の事業計画に基づく超過収益力であり、事業計画に含まれる主要な仮定は、事業計画の達成状況や将来の成長率であります。

ハ　翌事業年度の計算書類に与える影響

会計上の見積りに用いた仮定は不確実性を有しており、関係会社の属する市場環境や競合他社の状況により実質価額が帳簿価額に比べ著しく低下した場合には、翌事業年度の計算書類において、関係会社株式の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（2）繰延税金資産の回収可能性

① 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産　29,648千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

イ　算出方法

繰延税金資産の回収可能性については、過年度の業績に基づく収益力を判断基準とし、将来の課税所得を見積り、将来減算一時差異に法定実効税率を乗じて繰延税金資産を算定しております。

ロ　主要な仮定

繰延税金資産の計上額は、翌事業年度の利益計画を基に将来の課税所得を見積り、将来の回収スケジューリングの結果により算定しております。当該見積りには、過去の業績推移や事業計画を考慮しております。

ハ　翌事業年度の計算書類に与える影響

当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動等によって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び見積りと異なった場合、翌事業年度の計算書類において繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

4．貸借対照表に関する注記

（1）有形固定資産の減価償却累計額　33,569千円

（2）子会社に対する金銭債権又は金銭債務

区分表示されたもの以外で子会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、以下のとおりであります。

短期金銭債権	123千円
短期金銭債務	－千円

（3）当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達等を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は以下のとおりであります。

当座貸越極度額	300,000千円
借入実行残高	－千円
差引額	300,000千円

5．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高	3,094千円
営業取引以外の取引高	1,261千円

6．株主資本等変動計算書に関する注記

（1）当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式　1,414,000株

（2）当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式　83,102株

（3）剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

（4）当事業年度の末日における新株予約権に関する事項

当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

普通株式　14,000株

7．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
資産除去債務	1,616千円
未払事業税	5,560千円
退職給付引当金	8,428千円
未払事業所税	1,147千円
未払金	6,722千円
貸倒引当金	101千円
減価償却超過額	6,203千円
繰延資産償却超過額	98千円
関係会社株式の税務上の簿価修正額	3,661千円
繰延税金資産小計	33,541千円
評価性引当額	△3,661千円
繰延税金資産合計	29,879千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△230千円
繰延税金負債合計	△230千円
繰延税金資産の純額	29,648千円

8．関連当事者との取引に関する注記

（1）当社の子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業内容	議決権等の所有割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
子会社	RePath㈱	東京都渋谷区	40,000	有料職業紹介事業等	直接 100.00	資金の援助役員の兼任	資金の貸付（注）1	150,000	一年以内回収予定関係会社長期貸付金	22,500
									関係会社長期貸付金	127,500
							貸付金利息（注）1	1,261	その他流動資産	123
							増資の引き受け（注）2	70,000	関係会社株式	75,000

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1．資金の貸付に関しては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

2．増資の引き受けについては、第三者割当増資の引き受けによるものです。

（2）役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
役員	柴田 旬也	（被所有）直接 6.84	当社代表取締役社長	賃貸借契約に対する債務被保証（注）1	2,076	－	－
役員	大河原 峻	（被所有）直接 35.15	当社取締役	賃貸借契約に対する債務被保証（注）2	780	－	－

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1．当社は、事業所の賃借料について、代表取締役社長柴田旬也から債務保証を受けております。取引金額については、2025年１月１日から2025年12月31日までに支払った賃借料（消費税等抜き）を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

2．当社は、事業所の賃借料について、取締役大河原峻から債務保証を受けております。取引金額については、2025年１月１日から2025年12月31日までに支払った賃借料（消費税等抜き）を記載しております。なお、保証料の支払は行っておりません。

9．１株当たり情報に関する注記

１株当たり純資産額　　628円76銭
１株当たり当期純利益　　141円21銭

10．収益認識に関する注記

（1）　顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、訪問看護サービス事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益の区分は概ね単一であることから、収益を分解した情報の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（2）　顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「個別注記表１．重要な会計方針に係る事項に関する注記（4）収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

（3）　顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

契約資産及び契約負債については、該当事項はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、個別の契約期間が１年を超える重要な取引はありません。また、顧客との契約から受け取る対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

11．重要な後発事象の注記

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年２月24日

Recovery International株式会社
取締役会御中

監査法人Ａ＆Ａパートナーズ
東京都中央区

指定社員
業務執行社員　公認会計士 宮之原大輔

指定社員
業務執行社員　公認会計士 松本浩幸

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、Recovery International株式会社の2025年１月１日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、Recovery International株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・　連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係
　会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2026年２月24日

Recovery International株式会社
取締役会御中

監査法人Ａ＆Ａパートナーズ
東京都中央区

指定社員 業務執行社員　公認会計士 宮之原大輔

指定社員 業務執行社員　公認会計士 松本浩幸

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、Recovery International株式会社の2025年１月１日から2025年12月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・　計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・　経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・　経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・　計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書

監査報告書

当監査役会は、2025年１月１日から2025年12月31日までの第13期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（１）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査担当者、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人Ａ＆Ａパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人Ａ＆Ａパートナーズの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年２月25日

Recovery International株式会社　監査役会

常勤社外監査役　伊　藤　敬　子　㊞

社　外　監　査　役　宮　崎　雅　俊　㊞

社　外　監　査　役　伊　藤　広　樹　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（４名）が本株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、社外取締役１名を増員し、新任１名を含む取締役５名の選任をお願いするものです。なお、本議案が原案どおり承認された場合、取締役５名のうち１名は株式会社東京証券取引所の定める独立役員とする予定です。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	柴田旬也（しばた じゅんや） 1982年１月26日 再任	2007年12月　あずさ監査法人（現　有限責任あずさ監査法人）入所 2012年２月　公認会計士登録 2016年９月　当社　入社 経営管理部部長 2018年３月　当社　取締役 2023年３月　当社　取締役経営管理部管掌 2024年３月　当社　代表取締役社長（現任） 2024年12月　RePath株式会社（当社の完全子会社）　代表取締役社長（現任） 【重要な兼職の状況】 RePath株式会社　代表取締役社長	91,000株
取締役候補者とした理由		取締役候補者である柴田旬也氏は、2016年９月に経営管理部部長として当社に入社以来、公認会計士としての経験及び知見を活かし、管理部門の指揮及び監督を適切に行ってまいりました。2018年３月に当社取締役に就任以降は、その知見を活かし、当社の財務及び管理部門を統括する責任者を務めております。2024年３月に代表取締役に就任以降、当社経営の指揮及び監督を適切に行っており、当社のさらなる成長及び企業価値の向上に貢献ができるものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2	大河原 峻（おおかわら しゅん） 1983年10月９日 再任	2005年４月　組合立榛原総合病院（現　徳洲会榛原総合病院）入職 2009年６月　友愛会豊見城中央病院　入職 2011年11月　社会保険横浜中央病院（現JCHO横浜中央病院）入職 2013年11月　当社設立　代表取締役社長 2024年３月　当社 取締役 業務部部長（現任）	467,200株
取締役候補者とした理由		取締役候補者である大河原峻氏は、2013年11月に当社設立以降、2024年３月まで創業者として代表取締役を務めてまいりました。2024年３月に取締役業務部部長に就任以降は、看護師及び創業者として業務部の指揮及び監督を適切に行っております。引き続き、当社のさらなる成長を牽引する存在として取締役に不可欠であると判断し、取締役候補者といたしました。	
3	若田 真（わかた しん） 1985年９月19日 再任	2009年４月　医療法人鉄蕉会亀田総合病院入職 2016年４月　当社　入社　訪問看護ステーション　リカバリー配属 2020年４月　当社　経営管理部企画情報ユニット配属　ユニットリーダー 2020年10月　当社　経営管理部副部長兼企画情報ユニットリーダー 2023年１月　当社　業務部部長代理兼情報システムユニットリーダー 2023年３月　当社　取締役業務部管掌兼情報システムユニットリーダー 2024年１月　当社　取締役業務部管掌兼情報システムユニットマネージャー 2024年３月　当社 取締役 経営企画部部長 兼情報システムユニットマネージャー（現任） 2025年３月　RePath株式会社（当社の完全子会社）　取締役（現任） 【重要な兼職の状況】 RePath株式会社　取締役	12,600株
取締役候補者とした理由		取締役候補者である若田真氏は、2016年４月に理学療法士として当社に入社し、現場での活躍をもとに当社の訪問看護事業における事業所運営のモデルを構築してまいりました。2020年４月には経営管理部門に所属し、社内ICT環境の整備と業務効率化に努め、2023年３月に当社取締役に就任しました。同氏の業務効率化を推進した経験及び知見は時流を捉えたものであり、当社のさらなる成長と発展に寄与するものと判断し、引き続き取締役候補者といたしました。	

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位及び担当 （重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4	沼田（ぬまた）　功（いさお） 1964年6月13日 再任 独立	1988年４月　大和証券株式会社（現　株式会社大和証券グループ本社）入社 2000年７月　ファイブアイズ・ネットワークス株式会社　代表取締役就任（現任） 2000年12月　株式会社サイバーエージェント社外監査役就任 2009年12月　SBL株式会社　代表取締役就任（現任） 2015年６月　当社　社外取締役就任（現任） 2017年12月　株式会社サイバーエージェント社外取締役（監査等委員）就任 【重要な兼職の状況】 ファイブアイズ・ネットワークス株式会社　代表取締役 SBL株式会社　代表取締役	28,000株
社外取締役候補者とした理由及び社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要		社外取締役候補者である沼田功氏は、自身も会社経営者であり、また、上場会社における監査役（監査等委員）の経験も長く、全社ガバナンス、リスク・マネジメントに関する高い見識を有しております。その経験、見識を活かし、経営陣から独立した客観的な立場から必要な指摘・助言をいただいております。引き続き、当該見識を活かして取締役の業務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しているため、社外取締役候補者といたしました。	
5	橋本（はしもと）　祐造（ゆうぞう） 1978年２月１日 新任	2002年４月　NHK（日本放送協会）入局 2005年11月　ＧＭＯインターネット株式会社入社 2013年３月　株式会社ボルテージ　入社 2014年４月　株式会社SKIYAKI　入社 2015年９月　株式会社ネクストスケープ　入社 2017年８月　ユニファ株式会社　入社 2019年３月　株式会社RECOMO　代表取締役（現任） 【重要な兼職の状況】 株式会社RECOMO　代表取締役	0株
社外取締役候補者とした理由及び社外取締役に選任された場合に果たすことが期待される役割の概要		社外取締役候補者である橋本祐造氏は、自身も会社経営者であり、また、人事部門の経験も長く、特に人的資本経営に関する高い見識を有しております。この知見や能力をベースに、当社の掲げる理念経営に関する経営判断や意思決定に対する適切な助言を行うとともに、客観的に経営の監督を遂行することができると判断し、新たに社外取締役候補者といたしました。	

（注）
1．　各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。なお、橋本祐造氏は、株式会社RECOMOの代表取締役であり、当社は同社との間で人事制度構築支援等に係る取引関係があります。
2．　沼田功氏及び橋本祐造氏は社外取締役候補者であります。なお、沼田功氏は現に当社の社外取締役であり、その在任期間は、本株主総会終結の時をもって10年９ヶ月であります。
3．　当社は、沼田功氏との間で、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が原案どおり再任された場合は、同氏と当該契約を継続する予定であります。また、橋本祐造氏が原案どおり選任された場合には、新たに同氏と当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく責任限度額は、会社法第425条第１項の最低責任限度額としております。
4．　当社は役員の職務遂行にあたり、役員全員を被保険者として、役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。保険料は、全額会社が負担しており、被保険者の実質的な負担はありません。当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとされています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
5．　沼田功氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、原案どおり選任された場合には、引き続き独立役員になる予定であります。なお、橋本祐造氏は、上記１．に記載の取引関係があるため、独立役員として届け出る予定はございません。
6．　沼田功氏の所有株式数には、同氏により総株主の議決権の過半数を所有されている会社の所有株式数を記載しております。
7．　取締役候補者の所有株式数には、2025年12月31日現在の状況を記載しております。

第２号議案　当社及び当社子会社の、取締役（社外取締役を除く。）及び従業員にストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社及び当社子会社の、取締役(社外取締役を除く。)及び従業員(以下「当社グループ役職員」という。)に対し、ストックオプションとして新株予約権を発行すること及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものです。

また、本議案は、会社法第361条の規定に基づき、2025年３月28日開催の第12回定時株主総会において承認されています報酬額とは別枠にて、当社取締役(社外取締役を除く。)に対する報酬等として新株予約権を付与することにつきましても、併せてご承認をお願いするものです。この場合、当社取締役（社外取締役を除く。）に対する新株予約権の無償発行は、取締役に対する金銭でない報酬等に該当し、また、その額が確定していないため、報酬等の額の具体的な算定方法及びその具体的な内容についても併せてご承認をお願いするものであります。

なお、第１号議案が原案どおり承認されますと、社外取締役を除く当社取締役は３名となります。

１．特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社は、経営理念である「もう一人のあたたかい家族」の実現に向け、当社及び子会社を含む当社グループ一体となった事業推進体制の構築と持続的な成長を目指しております。 本新株予約権は、こうした背景のもと、当社グループ役職員に対し、中長期的な企業価値向上への貢献意欲を高めるためのインセンティブ・プランの一環として発行するものであります。

本新株予約権の価値は当社株価に連動するものであることから、当社グループ役職員に付与することにより、当社グループ役職員が、株価上昇による利益及び株価下落による不利益を株主の皆様と共有し、当社グループの業績向上及び株価上昇への貢献意欲を高めることができると考えています。

また、本新株予約権は、行使期間を新株予約権割当の日から２年を経過した後日から、10年を経過した日までという長期に設定することで、短期的な視点のみならず中長期的な視点での業績貢献を促すとともに、当社グループの成長に不可欠な優秀な人材の確保及び維持を図ることを目的としております。

このように、優秀な人材の維持及び当社グループ役職員の意欲向上による当社グループ全体の持続的な企業価値及び株主価値の向上を図ることを目的として、当社グループ役職員を対象とするストックオプション制度を実施しようとするものです。

2．新株予約権発行の要領

（1）新株予約権の名称

Recovery International株式会社 第６回新株予約権

（2）新株予約権の割当てを受ける者

当社及び当社子会社の、取締役(社外取締役を除く。)及び従業員

なお、当社子会社の社外取締役又は監査役であっても、当社の取締役(社外取締役を除く。)又は従業員の地位を有する場合には、本新株予約権の割当てを受ける者に含まれるものとする。

（3）新株予約権の目的たる株式の種類及び数

本新株予約権の目的たる株式は当社普通株式とし、本株主総会の決議の日から１年以内に発行するその総数は、8,500株を上限とする。

ただし、当社が、株式分割(当社普通株式の無償割当てを含む。以下同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により上記目的たる株式の数を調整するものとする。なお、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使又は消却されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が合併、会社分割、株式交換又は株式移転を行う場合等、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併、会社分割、株式交換又は株式移転の条件等を勘案の上、合理的な範囲で株式数を調整するものとする。

（4）新株予約権の総数

総数85個を上限とする。

なお、新株予約権１個当たりの目的たる株式の数（以下、付与株式数）は100株とする。ただし、第３項に定める株式数の調整を行った場合は、新株予約権1個当たりの目的たる株式の数についても同様の調整を行うものとする。

（5）新株予約権と引き換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

（6）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（行使価額）

①本新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される１株当たりの行使価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

②行使価額は、本新株予約権の割当日（発行する都度、当社取締役会が決定する日）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（１円未満の端数は切り上げ）とする。但し、その金額が割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、割当日の終値とする。

（7）行使価額の調整

①割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額 ＝ 調整前行使価額 × （１÷株式分割又は株式併合の比率）

②当社が、本新株予約権の割当日後、時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使による新株の発行及び自己株式の処分並びに株式交換による自己株式の移転の場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる１円未満の端数は切り上げるものとする。

調整後行使価額
＝ 調整前行使価額 ×（既発行株式数＋（新規発行・処分株式数
×１株当たりの払込金額÷時価））
÷（既発行株式数 ＋ 新規発行・処分株式数）

（8）新株予約権を行使することができる期間

割当日（発行する都度、当社取締役会が決定する日）から２年を経過した日から、割当日から10年を経過した日までとする。ただし、権利行使期間の最終日が当社の休日に当たるときは、その前営業日を最終日とする。

（9）新株予約権の行使の条件等

①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社及び当社子会社の取締役（社外取締役を除く。）又は従業員の地位にあることを要する。ただし、新株予約権者が退職時(退職時までに申込ができない正当な事由が認められる場合は、退職後直近の申込期日)までに、当社所定の手続きに従い新株予約権行使の申込を行った場合、及び諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

②新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとする。

③新株予約権の質入その他一切の処分は認められないものとする。

④新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が授権株式数を超過することとなるときは、当該新株予約権の行使を行うことはできないものとする。

⑤各新株予約権１個未満の行使を行うことはできない。

⑥新株予約権者は、新株予約権又は株式に関連する法令で定められる、いかなる税金等(日本国内で定められているか否かを問わず、所得税等の税金、社会保障拠出金、年金、雇用保険料等を含むがこれに限らない。)についてもこれを納める責任を負い、当社、当社子会社又は当社関連会社が税金等の徴収義務を負う場合には、当該徴収義務を負う会社は、次の各号に掲げる方法により、新株予約権者から税金等を徴収することができるものとする。

i)現金による受領

ii)新株予約権者が保有する株式による充当

iii)新株予約権者の給与、賞与等からの控除

iv)その他当社が定める方法

（10）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額に２分の１を乗じて得た額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じて得た額とする。

（11）新株予約権の取得事由及び条件

①当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる吸収分割契約若しくは新設分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画が当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当該行為の実行につき当社取締役会が決議した場合）、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で、又は当社取締役会が決定した事項に基づき第三者算定機関によって算定された公正な価格（ただし、評価額が０円となる場合を含む。）をもって取得することができる。

②新株予約権者が、第９項の規定により権利行使をする条件を喪失した場合、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当該本新株予約権者の保有する本新株予約権を無償で取得することができる。

（12）譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

（13）組織再編行為の際の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割若しくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、株式交換又は株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以下、総称して「組織再編行為」という。）をする場合、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する本新株予約権者に対し、それぞれの場合に応じて会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。但し、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

①交付する再編対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、第３項及び第４項に準じて目的となる株式の数につき合理的な調整がなされた数とする。

④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

組織再編行為の条件等を勘案の上、第６項及び第７項に準じて行使価額に

つき合理的な調整がなされた額に、上記第③に従って決定される当該新株予約権の目的となる再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

⑤新株予約権を行使することができる期間

第８項に規定する新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から、第８項に規定する新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑥新株予約権の行使の条件

第９項に準じて決定する。

⑦新株予約権の行使により再編対象会社が株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第10項に準じて決定する。

⑧新株予約権の取得事由及び取得条件

第11項に準じて決定する。

⑨新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認（再編対象会社が取締役会設置会社でない場合は株主総会）を要するものとする。

⑩その他の条件

再編対象会社の条件に準じて決定する。

（14）新株予約権の行使により生ずる１株に満たない端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

（15）委任事項

本新株予約権の募集時期、募集新株予約権の対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数、その他本新株予約権の募集に関する事項の決定は、その都度、当社取締役会の決議により定める。

３．取締役の報酬等の具体的な算定方法

当社取締役（社外取締役を除く。）の新株予約権の報酬等の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個あたりの公正価額に、割当日において在任する取締役に割り当てる新株予約権の総数を乗じた額といたします。新株予約権１個あたりの公正価額は、新株予約権の割当日の株価及び新株予約権の内容等、諸条件をもとにブラック・ショールズ・モデル等の株式オプション価格算定モデルを用いて算定した公正な評価単価に基づくことといたします。

以上

株主総会　会場ご案内図

会場：東京都新宿区西新宿１－22－２
新宿サンエービル３階
ビジョンセンター西新宿301号室

交通　JR各線
「新宿駅」南口・西口徒歩５分

東京メトロ・都営地下鉄
「新宿駅（７番出口)」徒歩１分
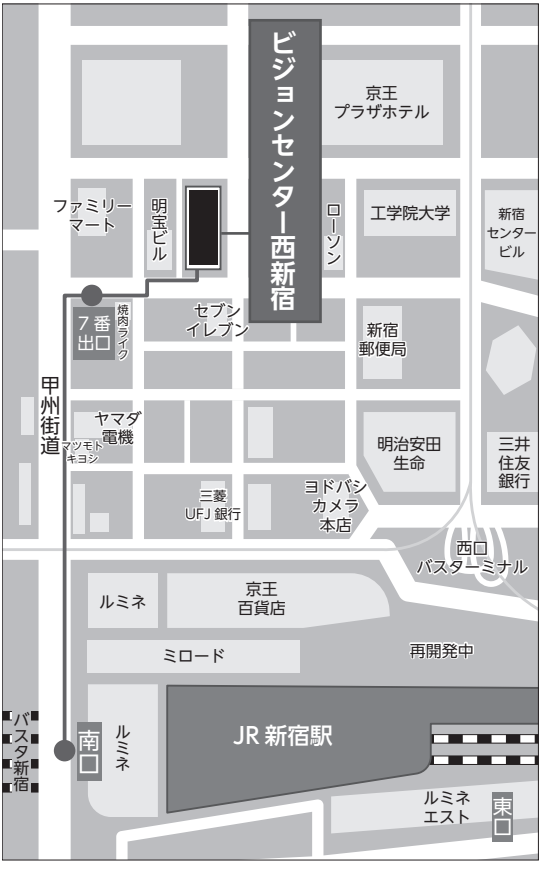
※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。